

千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

日時：平成 23 年 9 月 14 日（水）
午前 10 時 00 分～
場所：きぼーる 13 階 会議室 3

目 次

1 . 開 会	1
2 . 千葉県環境生活部次長あいさつ	2
3 . 部会長あいさつ	2
4 . 議 事	3
諮問事項	
(1) 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)	
(2) 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)	
.....	3
5 . そ の 他	2 2
6 . 閉 会	2 2

1. 開 会

司会（山中副課長） 定刻となりましたので、ただいまから千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます水質保全課の山中でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日御出席の委員の方々を御紹介申し上げます。

お手元の委員名簿及び座席表を御覧ください。

水環境部会長の磯部雅彦委員でございます。

入江晶子委員でございます。

近藤昭彦委員でございます。

瀧 和夫委員でございます。

岩淵弘美委員でございます。

勝山 満委員でございます。

加藤賢三委員でございます。

なお、山室真澄委員におかれましては、本日、所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、特別委員の方々です。

農林水産省関東農政局生産部長の井川義孝委員でございます。

経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部長の守屋猛委員ですが、本日は代理として田口勇一様に御出席いただいております。

国土交通省関東地方整備局河川部長の山田邦博委員ですが、本日は代理として松井健一様に御出席いただいております。

同じく関東地方整備局港湾空港部長の下司弘之委員ですが、本日は代理として篠原邦彦様に御出席いただいております。

国土交通省海上保安庁第三管区海上保安本部千葉海上保安部長の高橋章二委員ですが、本日は代理として漆畑勝彦様に御出席いただいております。

なお、経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長の重政弥寿志委員は、本日は所用のため欠席でございます。

ここで定足数の確認をさせていただきます。

ただいま御紹介申し上げましたとおり、本日は委員総数の半数以上の出席をいただいております。したがって、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

次に、事務局の幹部職員を紹介いたします。

千葉県環境生活部次長の松澤でございます。

環境生活部水質保全課長の矢沢でございます。

水質保全課水質指導室長の生駒でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

2. 千葉県環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の松澤から御挨拶を申し上げます。

松澤環境生活部次長 千葉県環境生活部次長の松澤でございます。

本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、また早朝から環境審議会水環境部会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、委員の先生方には日頃から本県の環境行政につきまして適切な御指導を賜わりまして、重ねて御礼申し上げます。

本日は、東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)と「総量規制基準」(案)について御審議をお願いしたいと思っております。

県では、東京湾の水質を改善するために昭和 54 年度から 6 次にわたり総量削減計画を策定し、下水道の整備あるいは下水道の高度処理化の促進、合併処理浄化槽の普及・整備などの対策より、東京湾に流入するCOD、窒素、りんの削減を図ってまいりました。

その結果として、東京湾の水質は徐々には改善されてきておりますが、いまだに環境基準の達成には至っておりません。

このため、引き続き各種水質汚濁防止対策を推進していく必要があると考えております。

今回は、国が定めた総量削減基本方針に基づき、第7次の総量削減計画(案)と総量規制基準(案)を作成いたしました。後ほど担当から説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

3. 部会長あいさつ

司会 続きまして、磯部部会長から御挨拶をいただきます。

磯部部会長 皆さん、おはようございます。8月29日の環境審議会で部会長に指名されました磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま環境生活部の松澤次長さんからもお話がありましたように、排出総量規制が進んで、1980年代に比べますと、排出総量が、COD、窒素、では半減、りんについてはそれ以下というような状態になりました。しかし水質を見ると、改善はしつつあるものの、「やや改善」という表現にとどまるレベルではないかと思っておりますし、相変わらず東京湾の海底近くの底層の海水の貧酸素化が収まらない。今年も、つい先頃、千葉県側に青潮が出ましたし、また、2004年以來の、東京あるいは横浜のほうにも青潮が出たというような状態であります。そういう意味では、排出を削減するということ、水質が改善するということ、底質が改善するということ、さらにそれに基づいて生き物が増えて水産資源も増えていくということが段階として順番に行くので、遅れてそういったものが実現していくのではないかと

と見ております。そういう意味で、排出削減というものが、非常に重要な意味を持ってくるといってもあろうかと思えます。

水質自体については、ごくわずかな時期について、りんがむしろ不足するというような水質にもなっているわけですが。しかし、全体としては、まだ、栄養塩にしても非常に過多である、多過ぎるというような状態でもあり、したがってなかなか生物もたくさん棲みにくいという状態ではないかと思えます。

そういう意味で、この部会で決めることが非常に重要な役割を果たすと思えますので、ぜひ皆さんからいろいろな御意見をいただいて、いいものにしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

議事に入る前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第

委員名簿

座席表

千葉県環境審議会運営規程

環境審議会への諮問文の写し

水環境部会への付議文の写し

本日の議題の資料として、

資料 1 諮問事項 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る
総量削減計画（案）

資料 1 関連資料 総量削減計画（案）関連資料

資料 2 諮問事項 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る
総量規制基準（案）

資料 2 関連資料 総量規制基準（案）関連資料

以上でございます。

4 . 議 事

司会 それでは、これより議事に入ります。

千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、部会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の議事進行については磯部部会長にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

磯部部会長 それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行について、ぜひ御協力をお願いしたいと存じます。

本日の会議については、環境審議会の運営規程に基づき公開で行います。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を私に御一任願えますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

磯部部会長 それでは、近藤委員と勝山委員、よろしくお願いいたします。

諮問事項

(1)「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」
(案)

(2)「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」
(案)

磯部部会長 早速、議事に入ります。

諮問事項として「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)の2項目ということになっております。

これらはそれぞれ関係する事項ですので、一括して審議を行いたいと思います。

諮問の趣旨、内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

生駒水質指導室長 総量削減計画(案)と総量規制基準(案)について説明いたします。

まず、総量削減計画(案)についてです。

お手元の資料1、これは今回諮問した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)です。そして資料1関連資料、この二つをもちまして説明を進めさせていただきます。

最初に、計画案本体に入る前に、東京湾の水質の状況と水質総量削減制度の概要について説明いたします。

資料1関連資料の1ページをお開きください。

下の図は、東京湾の環境基準の類型指定図です。東京湾は、CODについては左の図のようにA類型、B類型、C類型の三つに指定されています。窒素、りんは、右の図のように 類型、 類型、 類型に指定されています。

上の表は、東京湾の水質環境基準の達成状況です。

平成22年度ですが、東京湾全体で言いますと、CODの達成率は60.9%、そのうち千葉県区域では45.5%で、特に千葉県区域ではA類型、B類型のほうは残念ながら達成できておりません。また、沿岸のC類型、これは環境基準値が8mg/l以下ということでB類型とは5ほど差があるわけですが、こちらのほうは100%です。A、B類型は、現在は達成できていないという状況です。

窒素、りんについては、 類型1か所だけ未達成ですが、他の水域はすべて環境基準を達成しております。

2ページ以降は、水質の状況をグラフで表しています。

2ページは、類型ごとのCODの75%値の経年変化です。黒い横線はそれぞれの環境基準です。一番上のグラフはA類型、真ん中はB類型、一番下はC類型で、全体的に見ますと、傾向としては、昭和の末ごろからほぼ横ばい、あるいは若干改善傾向にあるという状況にあります。

3ページは窒素です。同じように類型ごとの経年変化を載せています。全体の傾向としては、横ばいか、少しずつ改善の傾向にあるかと思われます。

4ページは、りんについての経年変化です。全体的に見ますと多少でこぼこはありますが、ほぼ横ばいか、若干改善の傾向にあります。一番下の 類型を見ますと、

近年は少しずつ改善の傾向にあるというのが顕著に表れております。

5 ページの上のグラフは、赤潮・青潮の発生状況の経年変化を表わしたものです。先ほど部会長がおっしゃられましたように、依然として赤潮・青潮の発生が見られるという状況があります。特に赤潮については、近年は減ってはおりますが、まだ10件前後発生している状況にあります。

また、下の表は近年の青潮の発生状況ですが、注意書きの「*」にもありますが、昨年度の9月末にはアサリの死滅といった漁業被害も発生しております。

次に6ページをお開きいただいて、このような水質の状況を改善していこうということで、昭和53年6月、法律の改正により総量規制というものが始まり、総量の削減対策を進めている状況です。

「1 目的と経緯」ですが、総量削減制度の目的としては、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域等、幾つか条件がついていますが、これについて、工場・事業場のみならず、生活排水も含めてすべての汚濁発生源について総合的・計画的に対策を進めるとというのが総量規制、総量削減計画でございます。

昭和54年をスタートとして、今まで6次にわたり、最初はCODだけだったわけですが、第5次からは窒素とりんを含めて総量削減が始まり、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象水域とされております。

その中で、東京湾については、流域に当たる東京、神奈川、埼玉、千葉。埼玉県は東京湾に直接面しておりませんが、流入する河川があるということで関係地域としまして、1都3県で東京湾の計画をつくってまいりました。

7ページに行きまして、この総量削減制度の仕組みということでフローを図示しております。

対象水域としては、全国で見ますと東京湾、伊勢湾、瀬戸内海になります。対象の項目としては、COD、窒素、りんということになっております。

制度の仕組みとして、最初に国のほうから、総量削減基本方針というものを環境大臣がつくりまして、関係都県に示されます。この内容は、目標の年度と削減の目標量。具体的には、東京湾全体で何トンから何トンに減らす、そのうち千葉県は何トンから何トンに減らすということが基本方針の中で示されるわけです。

さらに、基本方針には削減に関する基本事項というものが含まれており、そういった基本方針に基づいて各都県の知事が計画を策定いたします。その計画に従ってそれぞれ事業を実施していくわけですが、内容としては、この図の左下にある下水道の整備、し尿処理施設の整備、また右下にある小規模の事業場に対する削減の指導。これは畜産、農業、一般家庭にまで及ぶわけですが、このような取組を進めていきます。

そして、真ん中の下の部分ですが、排水量が比較的大きい事業場に対しては総量規制基準というものがああります。総量規制基準自体は、同じように国からその値が示されます。これは業種区分ごとに、C値と申しまして、基準の幅(上限・下限値)を環境大臣が告示で示します。この幅の中から、それぞれ各県知事がその県の実情に合った数値を設定します。こうして具体的なC値が決まりますと、事業場ごとの基準が決まりますので、その基準を守るような規制を行っていくというのが総

量規制の仕組みです。

この総量規制基準については諮問事項にありますので、後ほど詳しく説明いたします。

以上が総量削減制度全体の仕組みです。

7ページの下の方の3は、図が載せてありますが、千葉県内における指定地域です。東京湾流域21市町が該当しております。ただ、この区域は市町境ではなくて河川の流域境ということで、それぞれ何町の何丁目が該当するという指定の仕方をしています、ここに線がございしますが、その線のところになっているわけです。この区域内が総量削減計画と総量規制の基準が適用される場所ということになります。

8ページにまいりまして、今回は第7次ですが、前回の第6次の総量削減計画、これは目標年度は平成21年度でしたが、それを参考までに載せております。COD、窒素、りんそれぞれについて削減目標量を定め、この計画に基づき施策を進めてまいりました。その達成状況を14ページに一覧表にして取りまとめしております。そちらを御覧ください。

それぞれの表の合計欄を見ていきますと、CODでは21年度の目標値が36トンで実績値が35トン、窒素では目標値が33トンで実績値が33トン、りんでは目標値が2.3トンで実績値が2.0トンと、目標を達成している状況にあります。

15ページ以降は、今回の第7次の総量削減計画策定に当たっての経緯、国の基本方針、汚濁負荷量の算定方法等について参考資料を載せております。

計画案の作成までの経緯ですが、15ページにありますように、昨年3月に国の中央環境審議会から第7次総量削減の在り方について答申があり、これを受けて今年の6月に環境大臣が第7次総量削減基本方針を定めております。県はこの方針に基づいて県としての計画案と総量規制基準案を作成し、今回の県の環境審議会で御審議いただくこととなったところです。

今後の予定については、説明の最後にまた改めて説明いたします。

16ページをお開きいただきまして、これはこの6月に国から示された総量削減基本方針です。

今までお話しましたように、総量規制自体は昭和54年から6次にわたり進めてきました。その結果、この資料にデータは載せておりませんが、一例として、昭和56年の最初の時期には、CODの負荷量で言うと1日当たり68トンが千葉県から東京湾に出ていましたが、第6次の目標としては36トンにまで減らしなさいという計画で段階的に削減を進めてきたわけですし、第7次としては、国の基本方針では33トンに減らしなさいということが示されております。

第7次の総量削減基本方針としては、もう少し詳しく見てみますと、「1.削減の目標」の表2、これは都県別の削減目標量になりますが、CODでは、1都3県では177トン、そのうち千葉県については33トンまで減らせということになっております。

17ページにまいりまして、こちらは窒素とりんですが、窒素については表4にありますように千葉県は33トン以内に減らしましょう、りんについては表6のよ

うに 1.9 トン以内に減らしましょうということが示されております。

18 ページにまいりまして、上のほうに目標年度が書いてありますが、目標年度は 26 年度と定めております。

そのやり方としては、3 の「方途」にありますように、一つは下水道の整備を促進しなさい、総量規制基準を適切に定めなさい、汚濁負荷の削減指導を行いなさい。

4 の「その他必要な事項」として、残された干潟や藻場の保全・再生、そして今回新たに追加された、(2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う貝類養殖等の推進などが今回の指針で示されております。

この基本方針を受けて県の計画案を作成したわけですが、本体部分の資料 1 「諮問事項 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)」を御覧ください。

冒頭にも説明しましたように、総量削減計画は基本方針を受けて各都県が計画をつくっていくということで、伊勢湾、瀬戸内海も含める 20 都府県がそれぞれ計画を策定いたします。計画の策定に当たっては、計画案を環境大臣に協議し、大臣の同意を経て、策定するということとなりますが、昭和 55 年以来、6 次にわたりほぼ同じようなスタイルの項目立てで計画がつくられてきております。

今回、第 7 次の策定に際して、国において水質総量削減の在り方というものが検討されていまして、今後とも制度を進めるということで第 7 次の計画をつくることになったわけです。

第 7 次の計画案の主な変更点としては、先ほど御説明申し上げましたように、基本方針に新たに追加された項目がありますので、そちらの部分を追加して計画案に反映させております。その他、一部文言の時点修正がありますので、そちらも修正して、内容的にはほぼ 6 次までの計画と同じような形になっております。

1 ページをお開きください。

まず、「1 削減の目標」です。

削減の目標年度は 26 年度。これが計画の目標年度です。

削減の目標量として、表 1 の COD については、千葉県については合計で 33 トンという値が示されていますので、それを計画に載せております。県の計画では、この内訳として、「生活排水」(いわゆる生活系の排水)と「産業排水」、「その他」と三つに分けた内訳の数字を出すことになっています。負荷量の計算については後ほど説明いたしますが、示された 33 トンの内訳として、生活排水 19 トン、産業排水 10 トン、その他 4 トンという計算結果で計画を策定しております。

同じように、表 2 の窒素についても、33 トンの内訳が 17、8、8 という数字になっています。

表の右側に参考として平成 21 年度の量がありますが、窒素については 33 トンで変わらないように見えますが、これは実は表示上の問題でして、国では、各県の計画をつくるときは、COD と窒素については整数表示、りんについては小数点ひと桁表示ということで全国統一されております。県のほうで計画を算定するときにはキロ単位まで計算しておりまして、小数点以下の部分では、キロ単位で削減している状況にあります。表示はこのような形になっております。

2 ページにまいりまして、表3のりんについては、合計で1.9トン、内訳が1.3、0.3、0.3トンとなっております。

ここで、総量削減の目標量の算定方法、負荷量の算定方法について、少し詳しく触れたいと思います。

資料1関連資料の19ページを御覧ください。こちらに今回私どもが使用した算定の方法を記載してございます。

表の左側が平成21年度で、ここでは実測負荷量を可能な限り積み上げるということで、汚濁負荷量の報告書を活用して、下水道終末処理場、し尿処理場、大規模浄化槽、それと工場・事業場等指定地域内事業場について可能な限り実測負荷を把握する。もう1点として、中段部分にありますように、流域のフレームを把握するための調査も行っております。人口、土地、家畜頭数、こういったものを市町の協力によって値を出して、原単位法によって負荷量を積み上げていく。そしてもう一つ、下段部分にありますように、推計による負荷量の把握もしております。そういったものは工業統計、届出排水量といったものから負荷量を推計して積み上げる。

これらによって出した21年度の実測値をもとに、表の右側にありますように、排水量や水質の推計を行ったり、市町にお願いして人口等の将来のフレームを推計して、原単位による改善を見込んで、26年度の汚濁負荷量を算定しています。

20、21ページは、細かい話になってしまいますので詳しい説明は省きますが、算出方法の具体的な内容となっております。

大変恐縮ですが、事前に郵送あるいはお配りした資料の中で、21ページの部分で一部修正がございましたので、今回差し替えております。「その他系」の「家畜」の算出に一部間違いがありましたので、そこを今回修正しております。

23ページのA3の表は、今申し上げた算定方法により算出した負荷量の今回の算定結果になります。ここでは、生活系、産業系、その他系でCOD等の負荷量を21年度実績と26年度実績をキログラム単位で比較・まとめております。

先ほど、窒素の削減目標量と実績値がトン単位では変わらないように見えますが、申し上げましたが、窒素(T-N)の負荷量の項目の一番下の部分を見ていただくと、キログラム単位では平成21年が3万3,435kg、平成26年が3万3,229kgということで、キログラム単位では削減されていることがわかるかと思います。

24ページは、負荷量の内訳を色刷りのグラフでお示したものです。左が21年度、右が26年度の負荷量の内訳になります。端的に申し上げて、COD、窒素、りんとも、生活系の割合が半分以上と大きいことがわかります。

また、円グラフの中で数値が四角囲みで記載しておりますが、区分をもう少し細分化して比率の高いものをピックアップしております。

これを見ますと、いずれも下水処理場の比率が多いことがわかると思います。

特にCODについて見ますと、雑排水が下水道に取り込まれて、雑排水の比率が減り、下水処理場の比率が増えるということがこれでわかるかと思います。

次に25ページをお開きいただいて、これは発生負荷量の推移、経年変化ですが、CODは負荷量が第1次計画から順調に落ちてきているのですが、近年ではその傾向が少しずつ鈍っている傾向が見られます。同じように窒素、りんについては、総

量規制自体がかかったのは第5次からですが、それ以前は東京湾富栄養化対策指導指針に基づいて流域の都県で削減対策がとられておりました。同じように順調に削減が進んできております。ただ、近年ではその結果が少し鈍ってきているのかなという状況でございます。

資料1の計画案の2ページに戻ります。

2番目の「削減目標量の達成のための方途」についてですが、ここの部分も第6次の計画とほぼ内容は変わっておりませんが、主要な部分をピックアップして説明いたします。

「2-1 生活系排水対策」では、汚濁負荷量の割合が大きい生活排水を効率的に処理することが大変重要です。

そういったことから、(1)では下水道について。

3ページの(2)では、「その他の生活排水処理施設の整備」ということで、浄化槽については合併処理浄化槽の設置整備事業の活用などにより整備促進を図るとともに、高度処理型浄化槽への整備の促進、合併処理浄化槽への転換の促進といったものを記載しています。

(3)では、一般家庭における生活排水対策として、市町と協力して家庭でできる雑排水対策についての普及啓発を進めるという記載にしております。

「2-2 産業系排水対策」です。

(1)では、指定地域内事業場について、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底させる。そして、新設・増設の施設については、特別な総量規制基準を設定し、負荷量削減を図ることとしております。総量規制基準については、後ほど諮問事項(2)で詳しく説明いたします。

また、次のページにまいりまして、千葉県では、水質汚濁防止法に基づく規制もありますが、このほか臨海地域において県と関係市と企業の三者による環境保全協定を締結しております。これについても引き続き独自の指導を行うこととしております。

(2)では、基準の適用されない事業場については立入検査、指導等を行い、その他の事業場についても小規模事業場の指導マニュアルによって必要な措置をとるよう指導を行うこととしております。

「2-3 その他の汚濁発生源に係る対策」については、発生源自体が多岐にわたりますので、実態に応じた削減努力を促していく。地域における発生源特性を踏まえたきめ細かな対策を講じることとしております。

一つとしては、農地からの削減対策。

二つ目としては、畜産排水対策。

三つ目としては、養殖漁場の改善。

ここに記載してありますような対策を講じて、負荷量の削減を図ることとしております。

5ページ、「3 その他の汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」として2ページにわたって書いてあります。

1番目として干潟の保全及び再生並びに海浜の保全、

2 番目として、これが国の指針で今回新しく水質改善に資する取組として追加された部分ですが、それに伴って県計画にもこの部分の記載を追加しております。海水中に自然にある栄養塩や餌を利用して行うノリ養殖、アサリ漁業等を推進するとともに、漁業について、水産資源の適切な管理により安定的な漁獲を推進する。ということで追加しています。

3 番目として、河川等の浄化施設の維持管理、底質改善事業等を盛り込んだ水質浄化事業の推進。

4 番目としては、雨水浸透施設の設置等により河川の流量確保、水辺環境の保全。

5 番目としては、水質監視や立入検査などを含んだ監視体制の整備。

6 ページ、6 番目としては、「教育、啓発等」ということで少し手厚くなっていますが、計画の普及版を作成したり、広報活動、環境学習などの項目を盛り込んでおります。

ここの部分、前回の変更箇所として、アで、今回新たに総量削減計画の普及版を作成しておこうと。削減計画の施策の内容、流域の負荷量の内訳をもっと具体的にわかりやすく記載した普及版を作成して、ホームページをはじめとしているいろいろな媒体を通じて広報に努めようと考えております。

実は、平成 20 年 3 月に総量削減計画の推進計画ということで別に計画を策定して、こちらのほうは平成 21 年目標で、既にもう終わっていますが、より実効性のあるものとして、今回、その代りになるものとしてこの普及版を作成して、皆さんに広くお知らせしているいろいろな取組をやっていただくことにしております。

その他、「事業者説明会等」「広報活動」「環境学習の推進」といった項目を盛り込んでおります。

7 番目としては、調査研究体制の整備。

8 番目としては、中小企業者等の助成措置等。

9 番目としては、環境影響評価の実施。

こういった項目立て、内容になっております。

参考として、関連資料の最後に、この項目ごとに施策別に市内の事業あるいは市町の事業の状況をまとめております。後ほど御覧いただければ幸いです。

以上が総量削減計画案になります。

引き続きまして、総量規制基準の説明に移ります。

総量規制基準は、お手元の資料 2 が今回お諮りした諮問事項になります。

これを開いていただきますと、5 ページぐらいから業種区分ごとの C 値の表が COD、窒素、りんという順に示されておりますが、先に、概要ということで、資料 2 の関連資料に基づいて今回の基準の設定の考え方について簡単に説明したいと思います。

資料 2 の関連資料の 1 ページをお開きください。

総量規制基準が適用される排水というのがあります。破線で囲った部分です。その特定事業場という範囲の中で、特定施設（汚水を出す施設）を幾つか持っている事業場があります。

また、間接冷却水ということで人為的な汚濁が加えられない水も使っている事業

場もあるということで、間接冷却水を除いた、人為的な汚濁が加わる排水を「特定排水」としております。

そして、排水が日平均 50 m³以上を超える事業場で、冷却水等を除いた水に総量規制基準というものが適用されております。

2 ページが、先ほども触れましたが、総量規制に係る指定水域と指定地域になります。網掛け部分が指定地域で、この地域内にある一定の排水量を超える事業場がこの基準の規制対象になります。

3 ページが、総量規制基準の考え方、算出方法となります。

総量規制基準は、指定地域内事業場から排出される排水の汚濁負荷量についての許容限度で、基本的な計算式は、二重枠で囲ったように「総量規制基準値 (L) = 濃度 (C 値) × 水量 (Q)」で算出されます。

この「 C 」という値が、国の告示で業種ごとに範囲 (上限と下限) が示されています。県はその範囲内で基準となる値を設定することができるとされています。千葉県の場合ですと、基本的には国が示した上限・下限のうちの下限值、一番厳しいところをとっております。

また、「 Q 」という水量は、特定排水の水量ということになりますので、例えば冷却水で幾ら薄めても基準の値自体は減ることはない。ここが濃度規制との大きな違いとなっております。

これはわかりづらいですが、適用関係ですが、その施設ができた時期によって C 値がだんだん厳しくなっていきます。あるいは、特定排水が増加した時期によって C 値が厳しくなってくる。

このイメージ図をつくってみました。1 枚紙で「総量規制制度による汚濁削減イメージ」というのがございます。

縦軸が濃度で、横軸が水量になります。縦軸の濃度に水量を掛けたものが汚濁の総量になるわけです。従来型の濃度規制ですと、一番上の点線の部分までが汚濁負荷の総量になりますが、総量規制基準自体が排水基準値よりも低く設定されていますので、上の点線と太い実線で囲った部分が従来型の規制よりも総量としては削減されている。さらに、施設ができた時期、あるいは排水量が増加した時期によって、左側の「 C_o」「 C_i」「 C_j」が段階的に数値が厳しくなってきますので、それに水量を掛けたものが段階的に減っていく。ですから、最終的に見ますと、茶色の部分が総量規制による削減量ということで、この部分が減っていくということになっております。

なかなか説明がうまくできなくて申しわけないですが、イメージとしてはこういう感じになります。

また 3 ページに戻っていただいて、それを算出式にしたものがこちらの総量規制基準値の算出式になります。これは、「 L_c」とか「 C_c」とか「 Q_c」とかありますが、その添え字は、「 c 」の場合は COD、「 n 」の場合は窒素、りんの場合は「 p 」と表しております。例えば「 C_o」とか「 C_{ci}」とか「 Q_{cj}」とかありますが、「 o 」「 i 」「 j 」は適用時期を表しています。

続きまして、6 ページにまいりまして、今回、国が示したそれぞれの上限・下限

の中で県がどのようにC値を設定していったかという考え方を簡単にまとめております。

このページの上のほうになりますが、現状の特定排出水の水質をまず可能な限り我々としては把握し、これは21年度の汚濁負荷量報告書の月間平均排水量、負荷量、また届出の排水量というものを活用して、業種区分、時期区分ごとにCOD等の濃度を算定しております。

その上で、現行の第6次総量規制基準を基本として、この3月に環境省から「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」が告示で示されたので、その告示の範囲内で設定しております。

この設定の際に、国から「第7次のC値の設定にあたっては、現状より悪化させないという趣旨で行うよう十分留意してください」との、現状維持を基本として、現状よりも悪くならないようにという通知が出ております。この通知に従い、県のほうでも十分配慮して今回設定しております。

具体的には、告示で示されている業種は非常に多岐にわたってしまっていて、215区分あります。実際、今回我々が設定したC値案と環境省告示との比較ということで下のほうに枠で囲ってありますが、環境省告示のほうでも前回の基準値と変えている部分、変えてない部分がございます。

大きく分けて2パターンありまして、(1)は告示の下限值が変更されたもの。県は基本的には国の告示の範囲の下限值、一番厳しいところをとりましょうというスタンスをとっています。これについては、基本的には環境省告示の下限值を設定しています。

こちらも2パターンありまして、県内に指定地域内事業場がないものについては、これは当然のことながら告示の下限值をとっております。その考え方としては、これから新しく設置される場合には基本的には対応が十分可能だということで、一番厳しい値を設定している。

それから、県内に既に該当する業種区分の事業場が存在しているものについては、これは2パターンありまして、現に水質がよくて基準値を満足しているものは、対応可能ですので、これも当然告示の下限值とする。問題なのは、現状の水質が告示の下限を上回っているもの。今の状態では厳しくした数値をどうしても上回ってしまう事業場。こういったものがないかどうか確認したところ、問題はないということです。改めて、今回、環境省告示の下限值が変更されたものについてはすべて一番厳しい値をとっております。

また、もう一つの大きなパターンとしては、環境省の告示の下限值が変更されていないもの。

これについてはやはり同じく2パターンありまして、一つは現行のままの記述ということで、要は直さないということです。ほとんどがこれに当てはまります。

もう一つ、現行(県6次C値)が環境省告示の下限值ではないものが実はあります。例えば浄化槽のように構造基準が設定されてどうしても施設の改善が困難なもの、あるいは排水実績からC値を設定しているようなもの、そういうものは下限値で設定していないものもあります。これについては、基本的には現行のC値は変え

ておりません。ただ、現在、該当事業場が存在しなくなった区分については、これから新しくその区分に該当する事業場が設置されたら技術的には十分対応が可能だろうということで、そういった業種についての基準値は環境省告示の下限値としております。

そのような考え方で今回つくりましたのが、資料2の5ページ以降の表になります。

今申しあげましたように、基本的には国の告示のほうもさほど変更がなかったということもありますし、今回変更になった部分は網掛けしていますが、御覧いただければわかりますように、網掛けの部分は少ない。今回はさほど大きな変更・改正はしなかったという状況です。

一つずつ見ていくと大変なので、今回変えた部分をピックアップしています。それは7ページ以降の表になっています。

7ページの表の見方としては、アンダーラインを引いてある部分が、今回、県の基準案で変更した部分になります。さらに、茶色で着色してある部分が国の告示で変更になっている部分です。例えば7ページの一番上の9、寒天製造業というのがありますが、これが旧(第6次)で数値としては80、80、80。これは現行の基準ですが、これを今回の案では厳しくして55、55、55という数値にしております。これは国がC値の幅を変更していますので、国が変更した中の一番厳しい値をとってこういった数値にしています。

では、国の数値はどうなのか。一覧表でまとめればよかったのですが、別々の表になってしまいましたが、10ページ以降が、県の今回の基準案の変更の部分だけ抜き書きしていますが、国のC値幅を一例として載せてございます。

同じように10ページの一番上に9の寒天製造業がありますが、これが、下限だけ見ていただきますと、6次では80になっていますが、7次では55になっていません。県ではこの55という数値を採用しているということです。

7ページに戻りまして、同じような考え方で、97のパルプ製造業についても一番厳しい下限をとっているということです。

それから109で石油化学系云々という業種の区分がありますが、これは、本体の条項は変更はないのですが、特別にこういったものについては基準を厳しくしますとか緩くしますということで、「備考」というのを設けています。「備考」の値が国のほうが変わっているということで、国の変更に沿って県も数値を変えております。

ちょっと飛びまして、223では、国の数値がやはり「備考」のところで変わっておりますので、それに伴って県の「備考」の部分の数値を変えました。変えたところ、これはし尿処理業ですが、本体の条項のほうの数値と本文のほうの数値と同じになりましたので、「備考」を設定する意味がなくなったので「備考」を削除。いわゆる条文の整理をしています。

8ページにまいりまして、これは窒素です。あまり茶色の部分がないですが、茶色の部分がないということは国の変更が基本的にはなかった。ただ、先ほど申しあげましたように、県の基準の中で該当する業種がなくなったものについては厳しい値をとりましようということですので、そういったことで基準を厳しくしているも

のが 96 あるいは 184 といったところになります。

それから、209 が下水道業になりますが、これの一番下の「備考(4)」を今回削除しております。これは元々本文の数値と同じで、特出ししてこういう形で「備考」をつけていたのですが、今回改めて整理して、本体と同じ数値なので「備考(4)」は削除することになっています。

9 ページにまいりまして、これはりんです。これについては、茶色の部分がないので、基本的には国の変更がなかった部分ですが、同じように 117、192 は事業場がなくなったので厳しくする。

下水道業につきましては、「備考」の部分を削除しておりますが、実はこの部分は、前回、「備考」として特出した数字の設定が合理的でない部分があったので、今回を機会に整理し直しています。

以上、総量規制基準案について説明しましたが、かなり複雑な説明をして申しわけございませんでした。

以上、計画と基準案についての説明を終わります。

最後にスケジュールの話を 1 点させていただきます。

資料 1 関連資料の 15 ページの中段以降に、総量規制関係の今後の予定を記載しております。

実は今般、環境省から新たなスケジュールが示されました。以前は 4 月から基準の適用開始としていたのですが、1 か月ずれ込みました。この部分は事前にお配りした資料を差し替えております。

もう少し詳しく説明しますと、この中で「9月にパブリックコメント実施」と書いてありますが、計画案、基準案については、もう既に 9 月 6 日から県のほうでパブリックコメントを実施しております。これは 1 か月、10 月 5 日までの予定です。本日、審議会で御審議いただいておりますが、ここでいただいた意見を踏まえ、パブリックコメントの意見も考慮しながら、これから修正案を作成していきたいと考えています。そして、大変恐縮ですが、再度、10 月下旬にその修正案を御審議いただければと考えております。

なぜこんなに詰まった形で審議をお願いしているかといいますと、国からの指示で基準の適用開始という、いわゆるお尻の部分が決められておまして、新增設事業場への適用が 24 年 5 月からの予定とされており、その前にどうしても周知期間を設けなければいけません。そのために計画と規制基準の告示は遅くとも 24 年の 2 月頃。これは手続きがちょっと複雑になっていまして、県単独では決められませんので、国と協議しなければならぬとなっておりますので、その国との協議等を 11 月頃に予定しております。それから逆算しますと、大変申しわけございませんが、10 月下旬にまた再度先生方に御審議いただければと、そのようなスケジュールになっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

磯部部会長 どうもありがとうございました。

ただいま、資料 1 と資料 2 について、資料 1 は化学的酸素要求量、窒素、りんの

総量の削減計画について諮問案の中身を説明していただきましたし、その中で大きな排出部分の規制に関わる総量規制基準は資料 2 で説明していただきました。

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問を受けたいと思います。どなたからでも結構ですし、どこの部分からでも結構です。「わからない」という質問でも、ぜひ積極的に発言をお願いいたします。

入江委員 指定地域内事業場というところが県内にどれくらいあるのかという点と、また、基準値を守っているのか、守れているのかどうかというチェックをどのような形で行っているのか、その点をお伺いいたします。

生駒水質指導室長 まずチェック体制ですが、これは水質汚濁防止法という法律がありまして、それに基づいて、ある一定規模以上、こういった業種のものということで、特定施設の届出を出すことになっております。そういった届出を出している事業場について、排水規制がかかるものについては、逐次、県のほうで立入検査をしております。その立入検査の中で、総量規制基準の適用事業場も当然入っておりますので、あわせて遵守状況についてチェックしております。

それから、総量規制がかかる適用事業場については、自主的に総量を測らなければならないという自主測定の義務もありますので、立入検査等に行った際にそういったところを確認しています。排水の検査も県のほうでやりますし、また事業場が自主測定を行った結果について、立入検査に行ったときに改めて採取するという仕組みになっております。

それと、基準適用特定事業場数については、資料 2 関連資料の 5 ページに区分ごとに合計で 626 あると記載しております。

入江委員 ありがとうございます。

626 という事業場は県だけでチェックしているという理解でよろしいのでしょうか。

生駒水質指導室長 水質汚濁防止法という法律の中で、政令で定める市については、その事務が委任されている市がございます。千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市については、水質汚濁防止法の実務が任されております。ここに載せているのは県内のすべての事業場ですが、このうち政令市所管の部分についてはそれぞれの市で責任を持って監視をしております。政令市分の事業場数が約 400 ございます。

磯部部会長 ほかに御質問、御意見を御覧したいと思っております。

全体から言うと、資料 1 関連資料の 24 ページにカラー刷りの円グラフがあって、これが COD、窒素、リンの負荷量を表している。第 6 次で平成 21 年度というのを達成したのだけれども、今後、第 7 次の削減計画で平成 26 年というのを達成しなくてはならない。その達成する基準としては、国から与えられた基準、そして国からさらに千葉県に対して示された基準が、第 6 次に比べてわずかに減らすというような基準が与えられていて、これを総量としてクリアしなくてはならない。クリアするためにこんな内訳になっていきますので、それぞれについて減らしていきたい。その中でも特に指定地域内の事業場については、それぞれがどれだけ出しているかわかっているので、この濃度と水量の掛け算でここがきちんと規制値内になっているようにチェックをしながら実現をしていきますということであり、ほかのところ

については、それぞれ、下水処理場等々についてどれだけの処理をしてどれだけの濃度のものがどれだけ出たかがわかりますから、それを規制値をクリアするようにこれからやっていきたいと思いますというような説明があったと思います。

とは言っても、それぞれ具体的なところでいろいろ細かい資料が出ていますので、どこでも結構ですので、御質問、御意見をいただきたいと思います。

井川特別委員 質問が1点ですが、この目標年度が平成26年度だと思いましたが、資料1の関連資料で、15ページにスケジュールがあって、その最後に「既設事業場には26年4月から適用」ということですが、とすると、この間は新設の事業場しかこの7次の規制基準は適用されないという理解でよろしいのでしょうか。

生駒水質指導室長 基準の適用時期の話ですが、新設のものについては、24年5月以降に新しくつくられるものについては技術水準がそこまで行っているだろうということで5月から適用。ただ、既設のものについては、従前どおりの基準値であれば問題はないのですが、厳しくなる事業場もございますので、そういった既設の事業場については、その間、施設の改善の期間をとって26年の4月以降から適用していきましようということにしております。

磯部部会長 今回の御質問の趣旨からすると、そういう2年間の違いがあるので、例えば24年度、25年度については幾ら出してもいいのでしょうか。極端に言えばですね。

井川特別委員 7次の基準は適用がないわけですね。

生駒水質指導室長 7次の基準は適用はないのですが、当然のことながら6次の基準はそのまま引き続き適用されていきます。

井川特別委員 その差はあまりないから、実質大丈夫だろうということでしょうか。

生駒水質指導室長 それもありますし、技術水準というものもありますので、技術水準に適応した形で改善していってもらおうという趣旨でございます。すぐには改善できないだろうということで、2年間の余裕をとっているということです。

磯部部会長 今回のもう少し現実的に質問すると、26年に向かって年次的な削減計画のようなものはつくらなくていいのですか。既存の事業場について、26年4月で基準をクリアするためには、24年度、25年度についてはこんなことをやりますとか、そういうことは特に義務がなくて、蓋をあけてみたら26年4月に基準をきちっと達成しましたということによろしいと、そういう理解でいいのですか。

生駒水質指導室長 そうですね。年度ごとの報告の義務はございませんので、最終的にこの計画の末の時点でどうなっているかというのは調べます。ただ、毎年毎年任意で各事業場に報告を求めまして、あなたのところは負荷量総量についてどれぐらい年間出しましたかということで調べてはおります。

瀧委員 質問というよりも要望ですが、資料1の最後のページ、今後、教育、啓発等を行っていくということで、これは、事業場はもとより県民の方々にも行っていくというふうに理解してよろしいですね。

生駒水質指導室長 はい。

瀧委員 そうしますと、アに「普及版を作成し」云々とありますが、できるだけ見えるような普及版にしていいただきたい。幾ら幾ら削減しますとか、それに気をつけてください、あるいは努力してくださいという、何のためにやらないといけないのか、

県民の方々はそこら辺を戸惑いますので、削減することによってこういうことが行われる、あるいは具体的な目標はこういうことですので、それに向かって日々このような削減をしていただきたいと、そういう具体的な形で普及版をつくっていただきたいと思います。ぜひともよろしくをお願いします。

磯部部会長　ほかにいかがでしょうか。

では、私のほうから一つ二つ。

先ほど見ていただいた資料1関連資料24ページの構成比を見ると、今回の場合、総量そのものについてはわずかに減らすということですが、その中身の内訳として、生活雑排水であったものが下水処理場に移っていく。これは、下水処理場を整備することによって、雑排水として出ていたものが下水処理場を経由していくので、下水処理場というのが増えるという理解でよろしいわけですね。

そのときに、高度処理なども書いてありますが、特に東京あたりで問題になっていますが、雨が大量に降ったときに処理しきれなくてそのまま出るとか、そういうことは特にここの中には何か入っているようなことはあるのでしょうか。

生駒水質指導室長　先生がおっしゃられた雨が降ったときに出してしまうというのは、合流式下水道の話だと。

磯部部会長　ええ、合流式下水道です。

生駒水質指導室長　県内にも幾つか合流式下水道のところがございますが、それについては合流式下水道緊急改善計画に基づいて改善事業の推進を図っていく、施設の改善効果とか越流水の状況把握に努めていくということ、計画本体には記載してございます。

磯部部会長　貯留水槽をつくるなんていう計画は入るのですか。

生駒水質指導室長　貯留水槽までは、ちょっと……。

磯部部会長　そこまでは。そうですか。

運用で改善をしていくというのは、そんなことなんですね。

生駒水質指導室長　はい。

磯部部会長　わかりました。

近藤委員　印旛沼の水循環健全化会議のほうでは、負荷量としては、ファーストフラッシュ、屋根とか道路に流れた水がそのまま湖沼に入ることが問題になっておりますが、おそらく東京湾でも同じだと思うのですが、そのような項目はこの中のどこに入っているのでしょうか。「その他」ですか。

生駒水質指導室長　「その他系」のところに区分しております。

近藤委員　現行は、かなりこれは重要だという認識で取組を進めておられますか。

生駒水質指導室長　ここで御覧いただければわかると思いますが、CODでいきますと、資料1関連資料の23ページ、「その他系」の中の「土地系」で山林、水田、畑・果樹園、その他の土地、こういったところの負荷量も算定しております。印旛沼・手賀沼と比べますと、東京湾のこの部分の比率は低くなっております。

その対策としては、印旛沼・手賀沼のほうは市街地対策が入っているかと思いますが、計画本体の4ページの「その他の汚濁発生源に係る対策」、その中で「農地からの負荷量の削減対策」「畜産排水対策」、この2点でとらえて改善していくと

考えております。

磯部部長 合流式下水道をはじめとして降雨時の負荷というのが一つの課題でもあるので、これは長期的な話としては考えていただきたいということだろうと思います。よろしくをお願いします。

加藤委員 分類のことですが、よく見ていないのでわからないのですが、生活系からの負荷が多いということなので、農業系は生活系に入るような形でやられているのか、産業系に入るのか、その辺がわかりにくい部分もきっとあるのではないかと。どこから出てきたかというのがわからない部分は、「その他」という分類になっているのかどうかということが質問の一つです。

もう一つは、資料2 関連資料の5 ページに、総量規制基準適用特定事業場数が総量で626 になっています。浄化槽が242 で、38%にもなるわけです。浄化槽の指導はどのくらいになっているのかというのが疑問なんです。普通、浄化槽の維持管理がちゃんとされているのが50%くらいと聞いているのですが、これは間違いかどうかということも含めて教えていただければと思います。

生駒水質指導室長 まず、農業関係の区分はどうかというお話が1点あったかと思いますが、特に畜産業については、資料1 関連資料の23 ページ、下のほうにございますが、「その他系」の中で「畜舎」という区分があって、ウシとかウマとかブタ。これについては汚水が流れる可能性があるということで、ここの区分にしております。

磯部部長 先生は農業とおっしゃってましたね。農業系。

加藤委員 農業系と言うといつの間にか変わりなくなっちゃうというので、計算がしばらく部分じゃないかと思っています。それを自然と呼ぶのか。自然に変わりそうなのかどうか、ちょっとわかりませんが。

生駒水質指導室長 それ以外の農業、例えば水田とか畑とかございますが、この表では「土地系」という区分にして「その他系」の中に入れております。自然系というような範疇で。

加藤委員 それはファーストフラッシュの問題にも関連して、分類はちゃんとされているのかもわかりませんが、何が入っているかわかりにくい。場所にもよると思うのですが。そういうものが貢献する部分があるのではないかと思います。

2番目の浄化槽は、普通、単独だとたれ流し状態というふうに聞いています。そうすると、その維持管理はどう指導されているかというあたりが、ある程度の指導でよくなるのではないかと思います。

生駒水質指導室長 浄化槽につきましては、別な法律で浄化槽法というのがございます。その中で一番大きなところは維持管理という部分だと思います。今、先生がおっしゃられましたように、たれ流しというのは本当に困る話で、そういったことがないように、法律上は保守管理が義務づけられておりますので、浄化槽法に基づいて保守管理をきちっとやってくださいと浄化槽の設置者・管理者の方々には指導している、お願いしているというところがございます。

磯部部長 浄化槽は分散しているので、維持管理と言ってもチェックをするのが大変かと思いますが、そこは大きな部分でもあるので、ぜひできるだけ運用をきちっと

やっただきたいということだと思えますし、前半の農業については、これは「その他系」の中に入っていて、それぞれの適切な原単位も定められていますので、きちっとカウントはしてあるということですのでよろしいかと思えます。

生駒水質指導室長 先ほどの加藤委員の御質問で漏らしていたことがございました。

加藤委員がおっしゃられた浄化槽について、総量規制基準適用特定事業場の中で242 ということで大分を占めているという話でしたが、先ほど申し上げましたように、これは水質汚濁防止法適用の事業場になりますので、それについては総量規制基準が決まっています、立入検査とか届出を受けた際にきちっと指導していくという状況でございます。

加藤委員 質問のもう一つは、それに関連してまして、このぐらいの小さい規模の場合には総量規制にかかるのかかからないのかということを含めて、以前の話では大きい事業場はかかるけれどもということですが、今回は小さい事業場も指導するというようなことが書かれていたように思いますので、そうすると「大きい」「小さい」はどこで区別しているのかという質問です。

生駒水質指導室長 その境は、日平均の排水量が50 m³を超えるか超えないかになります。50 m³を超えないものについては、小規模事業場ということで規制がかからないということでございます。

加藤委員 そうすると、浄化槽は対象にならないわけですね。

生駒水質指導室長 小さな浄化槽は対象にならないということです。

入江委員 先ほど、国から新たな方針が示されて、ノリ養殖、アサリ漁業等の推進が加わったという御説明でしたが、このことについて農林水産部等と何らかの話をしているのか、実効性を高めるために財政的な支援等も含めて考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いします。

勝山委員 関連して、私のほうは要望ですが、今回新たに新規として加わった5ページの3行ほどの件ですが、東京湾は、ノリは50年前、アサリ等の貝類については100年以上前から、生活のためにやっているのであって、水質改善のためにやっているわけではないわけです。今回そういうところを取組として出てきているのですが、ノリも貝類も現状の水質の中では大変厳しい状況にあります。したがって、今後、県庁内の関係部局の積極的な取組をお願いしたいという点が1点。

あと、「窪地の埋戻し」というのが確か資料1関連資料の26ページに。これは関係のあるところは黒マルがあるのですが、「窪地の埋戻し」は「市町」のところは黒マルがないですが、この辺、水産課と確認されたほうがよろしいと思います。

私のほうは、希望と、一つ確認ということでございます。

磯部部会長 では、まとめてお答えをお願いします。

生駒水質指導室長 市町の確認のほうは、改めてさせていただきたいと思えます。

今回の新たな取組としてこの部分についてどうかということですが、現実問題、ここを追加する際には、庁内の関係課で、この部分は漁業資源課と十分調整を図った上で今回記載しております。新たに今回これに基づいて事業を行うということではなくて、既存の事業を漁業資源課のほうでやっていますので、例えば、東京湾漁業緊急増産対策事業、ノリとかアサリとかハマグリとか養殖対策事業というのが

ございまして、そういったものもこちらの取組に当たるだろうということで、別な側面から、水質改善の面からでもそういった事業を進めていきたいと思いますということで、了解はいただいております。

磯部部会長 勝山委員の要望に関してはいかがですか。

勝山委員 私はもっと積極的に取り組んでいただきたいということでございます。またよろしくをお願いします。

磯部部会長 東京湾の栄養塩も漁業活動で取り上げるということになっていると思います。漁業活動と水質をよくしていくということは一致する部分が相当多いと思いますので、ぜひ協力してやっていける体制ができるといいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

瀧委員 私から二つほど。

まず、感想的な話ですが、資料1関連資料の24ページのカラー刷りの円グラフですが、これを見ますと生活系というのがCODにしる、すべての項目に半分以上のウエイトを占めているということで、産業あるいは自然のほうよりも我々の生活の中から出ていることが非常に大きいということですね。そういう目で見ますと、その前の23ページの表を見ますと、下水処理場とかし尿処理場という生活系関連のところを減少させますという形になっていまして、なるほどなど、そういう感じを受けているわけです。まず感想として、この生活系のパーセンテージを低くしたいのだということが感じられました。

もう一つは、半分要望ですが、ひょっとしたらここの部署では関係ないのかもしれませんが、先ほどの路面からのファーストフラッシュの話。これは負荷量としては非常に大きいということが言われておまして、それに対応する部分を下水道へ持って行って処理しようという試みが千葉県でも行われているのではないのでしょうか。総量規制をクリアするために、このような試みが非常に重要になってくるのではなかろうか。ぜひともその辺り、今後第7次あるいはその先を見据えて、予算をつけてしっかりと、雨水と汚水のある時期連携させるように進めていただきたいと思いますと思っております。ぜひとも関係部署と相談いただいて、できるだけ総量規制を満たすように進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

生駒水質指導室長 先ほど先生がおっしゃられたように、手賀沼のほうでファーストフラッシュ対策として一部雨水の処理をしております。ただ、東京湾総量削減計画、今回の計画には入っておりませんが、今後も考えていかなければいけない問題かと考えております。

瀧委員 ぜひともよろしくをお願いします。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

岩淵委員 生活系排水の排水口の一つを預かる者としての感想ですが、私たち一般家庭の排水口から出ていくものがまとまるとこんなに大きな数になるのかと、しみじみ拝見していたところです。企業のほうにはいろいろな規制とかあると思うのですが、一般家庭にも、罰則というのは無理だとは思いますが、アピールとか啓発という点でももう少し強く出ていってもよろしいのかなと思うところです。

私の地域に今ちょっとお話が出ました手賀沼がありまして、小学生の頃から水の

意識を植え付けられるように市の広報が回ってきまして、年に一度は「水切りネットを使ってください」という運動がありまして、水切りネットが各家庭に無料で配布されるような会もありまして、生活排水は少しでもいいものにしようという動きはあるのですが、それがどこまで浸透しているのかというのは、一主婦としてどうだろうと思うところでもあります。CMでもありますが、鍋の油をダーッと流して行って「こんなにきれいになりました」というのは、あれは見るたびに疑問を持つところでもあるんです。最近、下に出るようになりましてね、「油は処理してから出してください」と。

この夏、節電が効果が出たのは、何をしたらいいのかというのが明確だったからかなと思います。エアコンを28に設定しましょう、プラグを抜きましょうというのが一般人にもわかりやすかったのが、効果が出たのかなと思います。なので、水に対しても、必ず油は拭き取りましょう、水切りネットは使いましょうと、もう少し具体的に。具体的に多分されていると思うのですが、排水口に届くまで細かく言えというわけではないですが、もう少し丁寧な連絡方法というか伝達方法があったらいいかなと思うところです。

ぜひ質問したいのですが、家庭排水を流すにあたって、これだけはしてくれるなというものがありましたら、ぜひ伺いたいところですが。

生駒水質指導室長 委員がおっしゃられるように、家庭からの排水対策は非常に大切だと思っています。

法的な話をさせていただきますと、法律上、生活排水対策として、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に市町と協力しながら県が指定します。その地域に指定して、市町は計画を立てて、総合的な生活排水対策を推進していくということになっております。それは県内で10ちょっとの地域が指定されております。

それはそれとして、最後におっしゃられたように、家庭ではぜひこれはやっていただきたいというのは、実は何点かあるのですが、県のほうで一般家庭を対象にしたパンフレットをつくっております。これは何年か前につくった「アユを育む東京湾と川をめざして」ですが、こういうパンフレットをいろいろな機会を通じてお配りしているのですが、それで皆さんに意識を持っていただければと。

その中で、例えば台所での工夫で、油はできるだけ使い切るようにして流さないようにしましょうとか、食器の汚れやフライパンについた油などは古紙などで拭き取ってから洗いましょうとか、米のとぎ汁などもそうですね。米のとぎ汁が一番大きいですかね。そういったものは流さないで、例えば庭があれば庭の肥料にするとか、そういうふうにしてほしいということもPRしています。あとは、洗濯の際には、洗濯石鹼を大量に使いますと負荷量が高くなりますので、それも適量というのがございます。適量は洗剤の容器に書いてありますので、適量を守っていただく。風呂とか洗面所でも同じですね、石鹼については。あと、それぞれの地区で自治会単位等で道路側溝を清掃されますが、そういったものもこまめに清掃していただく。そういったことが大切だよということもパンフレットでPRさせていただいております。

岩淵委員 ありがとうございます。

磯部部長 生活排水が非常に大きな部分を占めるので、その削減に向かってぜひ具体的でわかりやすいメッセージを県からも出し続けてほしいという御要望だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、予定した時間も近づいていますので、本日の審議はここで終了とさせていただきたいと思います。次回、またこの件については継続して審議を行うことにさせていただきます。

今日は随分たくさん資料を御説明いただきましたので、もし、まだわからないこと、あるいは今日の諮問の案に対して特に御意見で言いそびれていたというようなことがあれば、来週いっぱいぐらいを目途にお送りいただいて、意見をまとめたところで次回の審議をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回は、本日の審議結果、及び、現在行われているパブリックコメントがありますので、この結果を踏まえた審議を行いたいと思います。

本日予定された議題は以上です。

5. その他

磯部部長 最後に、「その他」として事務局から何かございましたらお願いします。

矢沢水質保全課長 次回の予定ですが、10月26日(水曜日)午後3時からお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

開催通知につきましては、後日また御案内させていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

磯部部長 ありがとうございます。

事務局から今後の審議事項について説明がありました。次回の開催は10月26日でございます。御予定をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

6. 閉 会

司会 長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会水環境部会を終了いたします。

以上